

令和4年6月24日

第24回村上市農業委員会会議録

第24回村上市農業委員会定例会を令和4年6月24日午後1時30分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	10番	稲葉浩之
12番	加藤孝平	13番	齋藤文夫
14番	石山章	15番	佐藤裕介
16番	船山寛	17番	大倉毅
18番	大野章	19番	村山美恵子
20番	富樫与志栄		

1. 欠席委員は次のとおりである。

11番 齋藤博

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 八藤後茂樹

事務局 次長 中村宣信

事務局 副参事 小田雄介

事務局 主査 田島雄樹

1. 午後1時30分 事務局長（八藤後茂樹君） 皆様、ごめんください。定刻より若干数秒早いので

すが、ただいまより第24回村上市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の合同会議であります。

それでは、本日の欠席委員をご報告いたします。本日の欠席委員は1名です。議席番号11番、齋藤博委員から欠席のご連絡をいただいております。よって、出席委員は19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、今回は合同会議ですので、農地利用最適化推進委員の方々からもご出席をいただいております。推進委員の方の欠席は3名です。番号9番、東海林善雄推進委員、番号13番、鈴木奈津紀推進委員、番号14番、本間俊樹推進委員から欠席のご連絡をいただいております。よって、最適化推進委員の出席者は16名となっております。

それでは、開会に当たりまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（八藤後茂樹君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） 日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第24回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員には、議席番号12番、加藤委員、議席番号13番、齋藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告してください。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告させていただきます。

1 ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、_____番地、_____、土地につきましては9筆、面積2,157平米、申請事由といたしましては、申請地は20年以上前から耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、下段、番号2、申請人、_____、氏名、_____、土地につきましては5筆、合計1,184.91平米、申請事由といたしましては、申請地は30年以上前から耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、場所について説明いたします。次のページを御覧いただきたいと思います。2ページが番号1の案件でございます。左側、上から下に通っているのが国道290号でございます。図面中央上段にあるのが山屋集落、図面右側に太線で囲まれているところ、6筆ございますが、こちらが

今回の申請地の1つ目、1団地目でございますし、290号線の下段のほうに図面左下のところに3筆ございますけど、こちらのほうが今回の申請地の3筆となっております。

続きまして、右側、3ページ御覧いただきたいと思います。番号2の案件でございます。図面左手から上方向、斜めに通っているのが県道鶴岡村上線でございます。この県道沿い、図面上段やや左手に中新保集落、上段右手に新屋集落がございます。図面下段右側に太線で囲まれている5筆が今回の申請箇所となっております。

報告は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、今ほど説明のあった件につきましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告は以上といたします。

日程5の議題。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より説明願います。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、4ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、贈与が2件、売買が5件、合わせまして7件でございます。

それでは、贈与案件からご説明いたします。番号1番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑1筆、地積195平米、契約の種別、贈与でございます。こちら双方の親の代に譲受けされたものなのですが、農地法の許可を受けていなかったため、このたび申請をし、登記をされるということでございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑1筆、地積591平米、契約の種別、贈与。こちらも譲渡人が県外にお住まいで、ご実家が____地内でございます。こちらも50年ほど前に親同士で贈与を受けていたんですが、このたび正式に農地法3条で贈与を受け、登記をかけるというものでございます。

続きまして、番号3番からは売買の案件でございます。番号3番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑1筆、地積292平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は____円、10アール当たり____円でございます。

続きまして、番号4番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田1筆、地積229平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価____円、10アール当たり____円でございます。

続きまして、番号5番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑2筆、地積、合わせまして343平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は____円、10アール当たり____円でございます。

続きまして、番号6番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑1筆、地積240平米、

契約の種別、所有権の移転、売買、対価_____円、10アール当たり_____円でございます。

続きまして、番号7番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田1筆、地積770平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は_____円、10アール当たり_____円でございます。

場所の説明をいたします。めくっていただきまして、6ページ御覧ください。こちら番号1番、5番、6番、関連しておりますので、一緒に場所の説明をさせていただきます。こちら黒田地内でございます。右側が黒田集落で、左側へ向かいますと国道7号方面でございます。3月に_____さんの建設資材置場として5条申請があったすぐそばでございます。JAの旧カントリーエレベーターと書いてある北側道路奥側になります。4筆太く囲んだ場所になります。こちらが議案第1号、番号1番及び5番、6番の申請の箇所となります。

続きまして、7ページ御覧ください。こちらは、朝日地区の檜原地内でございます。ページ中央やや左側を国道7号が走っておりまして、ページの右上に村上市のごみ処理場でございます。ごみ処理場と下側の檜原集落の間になりますが、太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号2番の位置図でございます。

またおめくりいただきまして、今度は8ページ御覧ください。こちら神林の七湊の集落内でございます。ページ中央にJR羽越線がございます。その脇を県道岩船港線走っております。その羽越線と県道の間になりますが、太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号3番の位置図でございます。

続きまして、9ページ御覧ください。こちら大場沢集落でございます。ページ中央を東西に県道鶴岡村上線が走っております。村上方面から向かうと、集落の入り口になります、やや北側でございますが、太く囲った場所が議案第1号、番号4番の位置図でございます。

またおめくりいただきまして、今度は10ページ御覧ください。こちらは、山北地区の大毎集落でございます。ページ左側を国道7号が走っております。下側が朝日方面、上へ向かいますと北中方面でございます。集落の東側になりますが、太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号7番の位置図でございます。以上で場所の説明を終わります。

説明した7件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

は許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

11ページ御覧いただきたいと思います。今月、4条申請1件ございます。番号1、申請人、____、____、土地につきましては1筆、面積265平米、転用目的は貸し駐車場、農地区分は第3種農地、備考といたしましては、申請者は申請地を貸し駐車場として使用したく、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域、第1種住居地域に位置し、住宅が立ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。貸し駐車場台数10台、施工は砂利敷きとなっております。

続きまして、場所について説明いたします。次のページ、12ページを御覧いただきたいと思えます。図面中段左手に村上高校がございます。下段、中央よりやや右手に村上警察署、その右隣に南小学校がございます。この南小学校の上に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査をしていただいておりますので、調査の報告をお願いいたします。

10番、稲葉委員。

○10番（稲葉浩之君） 10番、稲葉です。議案第2号、番号1について現地調査してまいりましたので、ご報告いたします。

6月10日午後1時30分より、農業委員、最適化推進委員全員、事務局より中村次長が出席し、事務局より現地で申請内容について説明を受けました。その後、____の____さんより説明があり、駐車場として利用したいとの説明がありました。

利害関係者からの同意も得られることが確認できたため、全員で許可相当と判断してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、議案第2号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
(発言する者なし)

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第3号 事業計画変更承認申請について説明いたします。

13ページ御覧いただきたいと思います。これから説明いたします番号1、2は、関連する5条申請がございますので、併せて説明させていただきたいと思います。番号1、当初計画者、
_____、氏名、_____、代表取締役、_____、承継者、住所、
_____、氏名といたしましては_____、_____、_____、土地につきましては1筆、
面積1,022平米、移転内容といたしましては、事由として貸し駐車場敷地、対価は_____円でございます。変更目的及び内容につきましては、申請地は令和4年4月26日付村農委第1026号により農地法第5条の許可を得ましたが、当初の事業計画者が資材高騰により共同住宅の建設が困難となったため、このたび承継者が貸し駐車場の計画をしたものです。なお、承継者は隣地に共同住宅3棟28戸を運営しており、現在駐車場が不足している状況にあります。

続きまして、16ページ御覧いただきたいと思います。関連する5条申請でございます。番号1が今回の関連する申請になります。譲渡人が当初計画者の_____でございまして、譲受人が承継者の_____となっております。土地につきましては1筆、1,022平米、先ほどの事業計画変更と同じでございます。転用目的は貸し駐車場敷地、契約は売買、対価_____円、10アール当たり_____円となっております。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者は隣地に共同住宅3棟28戸を運営している。敷地内に駐車場37台分あるが、現在満車になっており、住居者の駐車場を離れた場所に借りている。そこで、このたび申請地を貸し駐車場として使用したく、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域、準工業地域に位置し、住宅が立ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地でございます。貸し駐車場（砂利敷き）で39台となっております。

13ページにお戻りいただきたいと思います。番号2でございます。当初計画者、
_____、_____、承継者といたしましては_____、_____、土地は1筆、309平米、
移転内容といたしましては住宅建築敷地、対価は_____円、変更目的、内容としましては、申請地は昭和54年12月4日付県指令村農地第_____号により農地法第5条の許可を得ましたが、当初の事業計画者が施工困難となり、このたび承継者が住宅建築を計画したものです。

続きまして、16ページの5条申請を御覧いただきたいと思います。16ページの5条申請の2番になります。譲渡人は当初計画者の_____、譲受人は承継者と同じとなっております。土地につきましては1筆、309平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買、対価は_____円、10アール当たり_____円でございます。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域、第1種住居地域に位置し、住宅が立ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地でございます。木造2階建て1棟、建築面積67.75平米、全体計画としては336平米、農地309平米、その他27平

米となっております。

続きまして、位置の説明をさせていただきます。14ページにお戻りいただきたいと思います。14ページが事業計画変更申請の番号1及び5条申請の番号1の位置図となっております。図面中央、上から下に通っているのがJR羽越本線でございます。図面下段をJRを横断して右手に通っているのが県道岩船港線でございます。その県道沿いに太線で囲まれているのが番号1の申請箇所でございます。

続きまして、右のページ、15ページ御覧いただきたいと思います。事業計画変更申請の番号2及び5条申請の番号2の位置について説明させていただきます。図面右下にJR坂町駅がございます。上段中央よりやや右側に荒川支所がございまして、荒川支所の前を通るのが県道坂町停車場金屋線でございます。この県道から下方向に通っている市道西大通り線沿いに太線で囲まれているところが今回の申請地でございます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、現地調査をしていただいておりますので、事業計画変更の議案番号1番、併せて5条関係の1番について報告をお願いします。

10番、稲葉委員。

○10番（稲葉浩之君） 10番、稲葉です。議案3号、番号1及び議案第4号、番号1について、同一の案件なので、一緒にご報告させていただきます。

申請地は、今年4月26日に農地法第5条の許可を得ましたが、当初の事業者が資材高騰によりアパート建設が困難になり、このたび継承者が駐車場造成をしたいというふうな変更でありました。アパート建設から駐車場造成の変更であり、許可相当と判断してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（石山 章君） 続いて、現地調査の報告を事業計画変更、議案番号2番、5条関係、議案番号2番につき報告をお願いします。

推進委員7番、渡邊委員。

○推進委員7番（渡邊一男君） 推進委員の渡邊です。6月の13日、このたびの議案に係ります計画変更承認と農地法の5条の転用申請の現地調査を行いましたので、ご報告させていただきます。

当日9時に荒川支所において農業委員、推進委員、それから事務局各2名が出席しまして、事務局から申請内容について説明を受けました。その後、現地で代理人の_____立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請地は、当初計画者であります_____さんが住宅等を建築する予定でありましたが、自宅脇の家が空き家になったことから、その土地を求め、建て替えを行ったため、当初利用計画の必要がなくなったということでもあります。また、承継人の_____さんは、このたび住宅を建設するに当たりましてこの申請地を最適と考え、事業を承継し、併せて転用申請

を行うこととしました。申請地は用途地域、第1種住居地域に位置しておりますし、また当初計画において既に転用許可を受けている土地であります。周辺の農地や農作物への影響もないものと考えられますので、このたびの事業計画の変更並びに転用申請についても許可すべきものとの意見になりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（石山 章君） それでは、事業計画変更申請について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、事業計画変更については承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

16ページ御覧いただきたいと思います。今月の申請は9件ございますが、番号1、2につきましては議案第3号で説明しておりますので、省略させていただきます。

隣のページ、17ページを御覧いただきたいと思います。番号3から19ページの番号9まで、7件が同一箇所となっております。

まず初めに、17ページの番号3、貸人、_____、亡_____、相続人代表、_____、借人は_____、_____、代表取締役、_____、土地につきましては1筆、面積は2,833平米、転用目的は屋外レクリエーション施設建設敷地、契約は賃貸借、10アール当たりの対価といたしましては年間_____円となっております。農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者はこのたび屋外レクリエーション施設の建設を計画し、立地条件等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。全体計画8,099平米、うち農地が7,716平米、その他383平米となっております。この屋外レクリエーション施設とって、じゃどういったものがあるのかということとでちょっと補足させていただきますと、施設の概要といたしましてはキャンプサイト、テントを張ってキャンプする場所が5張り、5か所と、あと管理釣り場が3か所で、そのほかに管理棟、トイレ1棟ずつ、あとは駐車場が48台分を予定しております。面積的な配置でいくと、管理釣り場が非常に大きな、半数以上を占めるような大きさになっているような施設でございます。

続きまして、番号4以下が借人と転用目的以下が番号3と同じとなっておりますので、貸人と土地のみの説明とさせていただきます。

番号4、貸人、_____、_____、土地につきましては2筆、1,423平米となっております。

続きまして、18ページ御覧いただきたいと思います。番号5、貸人、_____、_____、土地につきましては7筆、1,230平米でございます。

下段、番号6、_____、_____、土地につきましては2筆、955平米となっております。

次のページ、19ページを御覧いただきたいと思います。番号7、貸人、_____、_____、土地1筆、面積は595平米となっております。

続きまして、番号8、貸人、_____、_____、土地は2筆、535平米となっております。

最後、番号9、貸人、_____、亡_____、相続人代表、_____、土地につきましては1筆、145平米となっております。

続きまして、位置について説明させていただきます。次のページ、20ページを御覧いただきたいと思います。図面中央に上から下に通っているのが広域農道岩船北部線でございます。上方向に進みますと大毎集落、下方向へ2.5キロから約3キロ行きますと高根集落になります。図面中央よりやや右手に太線で囲まれている16筆が今回の申請地となっております。簡単に概要を説明させていただきますと、図面中央やや右側に一土地、_____番_____と_____番_____がございすけれど、こちらのほうが駐車場の予定地となっております。そのすぐ上のところ、_____番_____と_____番_____、_____、_____がキャンプサイト、キャンプ場所になっておりますし、あとトイレや管理棟が建つ場所となっております。そこから上の場所が管理釣り場の敷地となる予定ということで聞いております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、農地調整部会を開催していただいておりますので、現地調査の報告を農地調整部会長の佐藤部会長から報告を願います。

○5番（佐藤健吉君） 5番、佐藤ですが、それでは農地調整部会を開催しておりますので、現地調査をしておりますので、ご報告いたします。

議案第4号の今説明のありました農地法5条の規定による許可申請について、番号の3から9の7件に係る申請の利用計画が今説明ありましたように屋外レクリエーション施設ということで、キャンプ場、管理釣り場として一体的に利用するもので、村上市の高根の山間地に位置する農地でございます。全体計画が8,099平米、うち農地が7,716平米ということの申請のために、農地調整部会の案件であるために、6月10日に朝日支所で農地調整部会を開催し、現地調査を行いましたので、報告いたします。

出席者につきましては、石山会長からも出席をいただきまして、農業委員8人、最適化推進委員6人、事務局、中村次長、小田副参事、田島主査、朝日支所から菅井主査が出席して、内容を審査いたしました。

最初に、次長から、全体計画及び申請箇所状況と資料に基づき説明を聞きまして、基盤整備の実施や法的な縛りはないか、地元集落の同意の状況はどうなっているか、位置的に周囲の農地に影響はないかと質疑を行いまして、その後に申請人から入場いただきまして、申請理由の説明を受けました。

申請人は_____出身で、今回事業開始のために、今説明あった_____を設立して、屋外レクリエーション施設、キャンプ場及び管理釣り場を実施する計画です。法人設立の内容、申請計画の内容、選定場所の理由、事業の実効性、地元との同意状況、整備の状況、隣接するイワナ養殖との関わり等質疑を行い、現地に出向き、調査を行いました。

現地は、高根集落から大毎に通ずる広域農道沿いの越渡地区にある基盤整備地域から除外された周囲の土地であり、中山間直接支払い、あるいは多面的機能支払交付金事業にも該当しない農地で、転作が終了後、一部は草刈り等の管理はされていましたが、耕作放棄に近い農地でありました。現地で、各委員から現地確認しながら、事業の実効性や地元集落の理解、協力の状況、水利やイワナ養殖場との関係等を質問を行い、農地調整部会の意見として取りまとめました。

農地調整部会の意見としては、農業の投資もなく、ほかの補助事業も実施されていない、地元の集落の同意もあり、場所的にも他の農地に影響は及ぼさない、水利や周囲の山林を取り込んだキャンプ場、管理釣り場であり、実効性があると申請はやむを得ないということで許可するものとの意見であります。皆さんの審議よろしくお願いいたします。

なお、農地調整部会で2つ目の議題として農地パトロールについて話し合われましたので、ここで若干触れさせていただきたいと思いますが、結果、今年の前期農地パトロールにつきましては、各地区ごとに課題を見つけて実施して、後期パトロールは3年に1度全員で全地区を回るということになっています。後期パトロールに向けて、実施時期、各地域の課題と、これから農地調整部会を開いて協議しますので、併せてご報告いたします。ご協力よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第4号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号につき許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、21ページ御覧ください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、賃貸借権の設定が7件、売買の案件が1件、中間管理機構の案件が4件、合わせて12件でございます。

それでは、賃貸借の案件からご説明いたします。番号1番、貸人、____、借人、____、地目、田5筆、合わせて16,115平米、期間は10年、賃借料は10アール当たり____円、新規の設定でございます。改良区費は、そして借人負担でございます。

以降、めくっていただきまして、番号7番まで賃貸借権の設定でございます。

続きまして、売買の案件でございます。22ページの番号8番でございます。譲渡人、____、譲受人、____、地目、田1筆、面積780平米、契約の種別、売買、対価は____円、10アール当たり____円でございます。

場所の説明いたします。右側の23ページを御覧ください。こちら海老江集落でございます。ページ中央に海老江集落の集落農村公園ございまして、右側に行きますと金屋保育園方面に行く道でございます。集落の南側でございますが、太く囲った場所がございます。こちらが議案第5号、番号8番の売買案件の位置図でございます。

位置図の説明は以上でございます。

○事務局主査（田島雄樹君） 続きまして、24ページを御覧ください。ここからは、農地中間管理事業による利用権の設定となります。今回は、賃借権が4件でございます。

それでは、番号9番、貸人、____外2、相続人代表者、____外7名、借人、____、____、土地の表示、____字____番、地目、田、地積77平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が20年間、借賃が10アール当たり____円となっております。新規の農地中間管理事業となりまして、改良区費は貸人負担となっております。

ここから次のページの番号12番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは最初に、議案番号9番から12番につき審議いたします。__、議事に参与できませんので、退席させていただき、職務代理者から議長をお願いいたします。

（__番____君退席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、__が番号9番から12番に関して議事参与できませんので、私のほうから議事の進行をさせていただきたいと思っております。

今ほど事務局から説明のありました9番から12番について質問のある方はお願いいたします。ございませんか。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） ないようでありますので、9番から12番まで承認することに決定してよろしいですか。

(異議なしの声多数)

○会長職務代理者(板垣栄一君) それでは、9番から12番まで承認することに決定をいたしました。

(__番_____君着席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) _____、9番から12番まで承認することに決定をいたしました。

○議長(石山 章君) それでは、議案第5号、今ほど承認のあった件を除きまして質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、議案第5号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案のとおり決定することにいたします。

それでは次に、議案第6号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長(中村宣信君) 議案第6号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について説明いたします。

26ページを御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、_____、_____、土地につきましては1筆、地積は1,115平米のうち241.9平米となっております。変更区分は用途区分の変更、変更目的は農作業場建設、変更内容といたしましては、申請者は24.5ヘクタールの農業経営を営んでおります。このたび新たに農作業場を建設するため、計画を変更するものです。農作業場1棟、建築面積129.6平米でございます。

続きまして、位置について説明させていただきます。右側のページを御覧いただきたいと思ます。図面中央やや上に消防本部の荒川分署がございます。図面左手に金屋小学校がありまして、その金屋小学校の前と荒川分署を通りまして、下のほうに通っているのが県道坂町停車場金屋線でございます。図面下段中央に太線で囲まれているところが今回の申請地でございます。

説明は以上でございます。

○議長(石山 章君) 意見書の交付について現地調査をしていただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

推進委員1番、江端委員。

○推進委員1番(江端善文君) 1番、江端です。荒川地区では6月13日、農用地利用計画変更について、5条申請と同日に現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

先ほどの5条申請と同じく、支所にて申請内容の説明を受けた後、大津地内の現地に移動し、

_____の____氏立会いの下、申請内容を確認いたしました。申請者は、新たに作業場を建設するに当たり、住宅地から離れた場所で、周囲に支障を及ぼしにくく、またほ場への移動等作業効率のよい場所として当該地を最適地と考え、申請したものです。申請地は、畑1筆、1,115平米のうち241.9平米について用途区分の変更をし、残り873.1平米は引き続き耕作するものです。付近に住宅はなく、作業場にはトイレなどの設備の設置もなく、雨水排水は地下浸透を行うことから、周囲の農地や農作物への影響もないと考えられ、委員全員でやむを得ないものと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、議案第6号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第6号については、村上市農業委員会の意見はやむを得ない旨通知することでご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第6号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る村上市農業委員会の意見は、やむを得ない旨通知することに決定いたしました。

議案としては以上であります。皆様方から何か議案に関連すること。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案につきましては以上といたします。

2時30分から開会いたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分～午後2時30分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和4年6月24日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員